

米子市再犯防止推進計画（案）

米 子 市

米子市再犯防止推進計画

令和3（2021）年

編集・発行 米子市総合政策部人権政策課
〒683-8686 米子市東町 161 番地 2
TEL:0859-23-5415
FAX:0859-37-3184
E-mail:jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

目次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第 2 章 計画の基本方針	1
第 3 章 再犯防止等に関する取組	3
1 支援制度の適切な利用促進のための取組	3
(1) 福祉サービスが必要な出所者等への円滑な支援の促進	3
(2) 就労の確保のための支援	3
(3) 住居の確保のための支援	5
(4) 薬物依存者への支援等	6
2 非行の防止と学校等と連携した修学支援のための取組	6
3 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組	7
(1) 民間協力者の活動の促進	7
(2) 広報・啓発活動の推進	8
第 4 章 推進体制	9
1 関係機関との連携・協力	9
2 庁内の実施体制	9
資料	10
・犯罪統計データ	10
・再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）	13

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

近年、刑法犯による検挙者数は減少傾向にある中で、検挙者数に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、平成 30 年及び令和元年は 48.8%と、調査の開始（昭和 47 年）以降、過去最高となりました。（令和 2 年度版再犯防止推進白書より）

平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、平成 29 年 12 月、平成 30 年度から 5 か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）が策定されました。

また、鳥取県では、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を計画期間とする「鳥取県再犯防止推進計画」が策定されています。

本市においても、現在、本市で取り組んでいる福祉、医療、保健等の施策を踏まえ、「米子市再犯防止推進計画」を策定し、立ち直りに困難を抱える犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、犯罪が起きにくい地域づくりを進めるため、必要な施策を推進します。

2 計画の位置付け

この計画は、「再犯防止推進法」第 8 条第 1 項に定める計画として策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

第 2 章 計画の基本方針

「再犯防止推進計画」及び「鳥取県再犯防止推進計画」に設定されている基本方針を踏まえて、犯罪をした人等が、地域社会において孤立することなく、必要な支援に円滑につながり、再び社会の一員として復帰できるようにすることにより再犯を防止し、もって、市民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 支援制度の適切な利用促進
- 2 非行の防止と学校等と連携した修学支援
- 3 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

【参考 1】「再犯防止推進計画」基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【参考 2】「鳥取県再犯防止推進計画」基本方針

国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）に設定されている 5 つの基本方針を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

第3章 再犯防止等に関する取組

1 支援制度の適切な利用促進のための取組

(1) 福祉サービスが必要な出所者等への円滑な支援の促進

◇現状と課題

平成30年の全国の出所者の中で、65歳以上の高齢者のうち2年以内再入所者の割合は20.4%と、全体(16.1%)より高くなっています。また、知的障がいのある出所者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。(令和2年度版再犯防止推進白書より)

高齢者や障がい者に加えて、生活困窮者等の福祉サービスが必要と思われる出所者等が、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な場合でも、相談窓口がわからない、利用できる制度やサービスの情報が得にくいなどの理由により、必要な福祉サービスにつながらず、生活が安定しないため犯罪を繰り返してしまう状況もあります。

◇市の取組

①総合的な相談支援体制の整備

どこに相談すればよいかわからないために、必要な福祉サービスを受けることが難しい高齢者や障がい者、生活困窮者等の出所者等を、包括的な支援に結びつけていくための総合相談支援体制を整備します。

また、総合相談支援体制において、県地域生活定着支援センター、保護観察所、保護司会等の関係機関・団体と適切な支援の方法について検討し、福祉サービスにつなげます。

②「米子市地域“つながる”福祉プラン」との連携

本市での高齢者や障がい者、生活困窮者等への福祉的支援は、「米子市地域“つながる”福祉プラン(米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)」に基づいて行われています。福祉的支援は、犯罪をした人等にも等しく提供されるものであり、福祉プランに基づき確実に支援につなげるよう努めます。

(2) 就労の確保のための支援

◇現状と課題

刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっていま

す。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約 3 倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっており、就労の確保は大きな課題となっています。(令和 2 年度版再犯防止推進白書より)

◇市の取組

①協力雇用主の確保へ向けた啓発

更生をめざす人にとって、働く場所があることは大きな力になります。就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する協力雇用主の方々の存在が不可欠です。犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着に向けて協力雇用主を新たに確保するため、ハローワーク、保護観察所、保護司会等の関係機関・団体と連携し、企業等に対して、制度の意義を周知し更生保護に対する理解を深めるための広報・啓発を行います。

②生活困窮者自立相談支援事業による支援

生活困窮者自立相談支援事業により、経済的、社会的困窮状態にある人への自立に向けての相談支援等を実施し、一人ひとりの状況に応じ、就労や住まいの確保等に関する支援を行います。

③生活保護受給者等就労支援事業による支援

生活保護受給者等就労支援事業により、ハローワークと連携を図り、生活保護受給者やひとり親、生活困窮者等への就労支援を行います。

④障がい者への就労支援

支援を検討するなかで、障害福祉サービスである就労継続支援の利用を希望される場合は、相談支援事業所と連携し、就労の機会や一般就労に向けた支援を行います。また、事業所（企業）の障がいに対する正しい理解の促進と障がいのある人の受入・職場定着の促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携を強化します。

⑤高齢者への就労支援

高齢者が就労によって、地域社会において健康で活躍し続けることができる、生涯現役社会を実現するため、高齢者の雇用・就業機会の開拓とマッチングを図ります。

また、生きがいづくりや社会参加の支援の意味合いから、就業に限らずボランティアセンターやシルバー人材センターへの紹介を行います。

その他、シルバー人材センターの事業として行う受託事業やシルバー派遣事業等により、高齢者の雇用・就業機会の開拓を支援します。

(3) 住居の確保のための支援

◇現状と課題

刑務所満期出所者のうち約 5 割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの人の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、大きな課題となっています。

◇市の取組

①市営住宅への入居

市営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、広報よなご、ホームページ等を活用しわかりやすく広報するほか、保護観察所、県地域生活定着支援センター等の関係機関への情報提供を行います。

②住居確保給付金事業による支援

住居確保給付金事業により、経済的に困窮し住宅を喪失した人もしくは喪失する恐れのある人に家賃相当額を支給し、住まいの確保に向けた支援を行います。

③あんしん賃貸支援事業による支援

住宅の確保に配慮を要する人からの相談があった場合、住まいの確保と安定を支援するため鳥取県居住支援協議会が実施している、あんしん賃貸支援事業へつなぎます。

④鳥取県家賃債務保証事業による支援

家賃が支払えるにもかかわらず、保証人が確保できず賃貸住宅の入居契約ができない人について、鳥取県居住支援協議会が鳥取県社会福祉協議会へ業務委託し実施している鳥取県家賃債務保証事業へつなぎます。

(4) 薬物依存者への支援等

◇現状と課題

全国の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人の数及びその割合は、毎年増加しており、令和元年度は8,096人中566人(7%)でした(令和2年度版再犯防止推進白書より)。

県内では、令和元年中に、覚せい剤取締法関係で22人、大麻取締法関係で11人が薬物事犯として検挙されています(警察庁犯罪統計データより)。

薬物事犯は、再犯防止に向けた取組とともに、薬物使用を未然に防止するため、薬物乱用による危険性についての正しい知識と理解を深めるための広報・啓発を行うことが重要です。

◇市の取組

薬物依存から立ち直ろうとする人に対して、県福祉保健局、精神保健福祉センター、その他の関係機関と連携し、相談、支援体制について適切な情報提供に努めます。また、厚生労働省が主催する、「ダメ。ゼッタイ」普及運動等を通じて、薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識し、薬物使用を防止するための広報・啓発を行います。

その他、小中学校で薬物乱用防止教室を開催したりしながら、薬物の危険性・有害性について、児童生徒が正しい知識を得たり理解を深めたりするための取組を行います。

2 非行の防止と学校等と連携した修学支援のための取組

◇現状と課題

令和元年に新たに少年院に収容された人の24.4%、新たに刑事施設に収容された人の34.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、令和元年に新たに少年院に収容された人の40.1%、新たに刑事施設に収容された人の23.9%が高等学校を中退している状況にあります。(法務省資料より)

これまでにも、高等学校の中退防止の取組や、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供等を実施してきましたが、さらに支援の充実を図る必要があります。

◇市の取組

①修学支援の充実

必要に応じて、学校と児童相談所等の関係機関が連携しながら個別指導にあたります。また、生活困窮等、様々な困難を抱える家庭の児童生徒、保護者に対し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。

その他、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯、ひとり親家庭の子どもたちに学習の場を提供し、学力向上や進学のための学習支援を行います。

②少年の非行の防止

本市少年育成センターや、学校、鳥取県警察本部西部少年サポートセンター（以下「西部少年サポートセンター」という。）、鳥取法務少年支援センター（鳥取少年鑑別所）など、少年問題に関する機関や団体との連携を図り、少年の非行を防止して健全な育成指導を総合的に行います。また、少年指導委員による街頭指導や少年相談、安全パトロール等を行います。

その他、学校においては、外部講師等を活用しながら非行防止教室を開催します。

少年の非行等に関する相談については、本市少年育成センターのほか、西部少年サポートセンター、鳥取法務少年支援センター等につなぎます。

3 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

◇現状と課題

再犯の防止等の取組は、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司会の他、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、様々な問題を抱える少年たちと兄や姉のように身近な立場で接することで少年たちの成長を助けるBBS会等の更生保護ボランティアに加えて、協力雇用主等の協力を得て行われています。一方、近年、全国的に保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあるなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を推進するに当たっての課題があります。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の理解と協力が不可欠であることから、更生保護への理解と協力を得るため、積極的に更生保護活動に取り組む必要があります。

◇市の取組

更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。地域で更生保護の活動を担う、保護司会、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主等の活動に関する広報を充実し、その活動についての周知を行います。また、全国的な課題である保護司等の人材確保についての協力を努めます。

その他、広報よなご、市ホームページ等による広報・啓発活動を通じて、再犯防止についての市民の知識と理解を深め、更生保護ボランティアの活動を支援します。

(2) 広報・啓発活動の推進

◇現状と課題

再犯の防止等に関する施策は、必ずしも身近でないため関心と理解を得にくく、法務省が主唱する、犯罪や非行のない地域社会を築こうという「社会を明るくする運動」が十分に認知されていない等の課題があります。犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域ので支えていくためには、地域の人々の理解と協力が必要です。

◇市の取組

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の意義を周知し、再犯防止についての理解を深めるため、保護観察所や、保護司会、更生保護女性会、BBS会など更生保護ボランティアと連携して広報・啓発を行います。

また、「再犯防止推進法」により、7月の「社会を明るくする運動強調月間」が「再犯防止啓発月間」とされています。「社会を明るくする運動強調月間」に開催される「社会を明るくする運動開始式」等の事業を積極的に支援し、再犯防止の重要性について一層の周知を図ります。

第4章 推進体制

1 関係機関との連携・協力

この計画の推進にあたっては、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再び社会の一員として復帰できるようにすることにより再犯を防止することで、市民の犯罪被害を防止するため、国、県、民間団体等の関係機関と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

2 庁内の実施体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課による「米子市再犯防止推進計画策定庁内連絡会議」を設置しました。また、オブザーバーとして関係機関等からの意見聴取を行い、計画の策定を進めてきました。

計画策定後も、本計画を着実に実施するため関係各課が緊密に連携し再犯防止施策に取り組みます。なお、必要に応じて関係部署の追加、変更を行います。

米子市再犯防止推進計画策定庁内連絡会議

* 計画策定後は「米子市再犯防止推進計画庁内連絡会議」に名称を変更します。

・議長

人権政策監

・委員

人権政策課・福祉政策課・福祉課・障がい者支援課・長寿社会課・健康対策課・子育て支援課・経済戦略課・住宅政策課・学校教育課

・オブザーバー

鳥取保護観察所・米子拘置支所・鳥取県立ハローワーク・米子ハローワーク・米子保護区保護司会・米子更生保護女性会・米子市社会福祉協議会

資料

犯罪統計データ（全国・鳥取県・米子警察署）

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。（少年データは含まれません）

1 検挙人員総数中 再犯者数

年度別		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年 令和元年	
		総 数	うち 再犯者	総 数	うち 再犯者	総 数	うち 再犯者
罪種別 (少年を除く)							
全 国	刑法犯総数	187,702	95,028	182,124	92,023	172,197	86,952
	覚醒剤取締法	9,809	8,276	9,557	8,071	8,191	6,874
	麻薬等取締法	375	163	377	148	400	180
	大麻取締法	2,665	1,609	3,066	1,847	3,626	2,126
鳥取県	刑法犯総数	806	470	781	444	778	404
	覚醒剤取締法	18	16	37	37	22	20
	麻薬等取締法	0	0	2	1	2	1
	大麻取締法	1	0	7	3	11	9
米子 警察署	刑法犯総数	226	139	231	128	257	147
	覚醒剤取締法	7	6	14	14	9	9
	麻薬等取締法	0	0	2	1	0	0
	大麻取締法	0	0	1	0	6	5

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く）の別を問わず、前科または前歴を有する者をいう。

2 犯行時年齢が 20 歳以上の者を計上している。

2 犯行時の年齢別人数

年度別		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年 令和元年	
罪種別 (少年を除く)		20～ 64 歳	65 歳 以上	20～ 64 歳	65 歳 以上	20～ 64 歳	65 歳 以上
全 国	刑法犯総数	141,438	46,264	137,357	44,767	129,734	42,463
	覚醒剤取締法	9,436	373	9,161	396	7,874	317
	麻薬等取締法	368	7	365	12	388	12
	大麻取締法	2,652	13	3,050	16	3,603	23
鳥取県	刑法犯総数	569	237	554	227	552	226
	覚醒剤取締法	18	0	35	2	22	0
	麻薬等取締法	0	0	2	0	2	0
	大麻取締法	1	0	7	0	11	0
米子 警察署	刑法犯総数	162	64	160	71	184	73
	覚醒剤取締法	7	0	13	1	9	0
	麻薬等取締法	0	0	2	0	0	0
	大麻取締法	0	0	1	0	6	0

3 検挙人員総数中 犯行時の無職者数

年度別		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年 令和元年	
		総 数	うち 無職者	総 数	うち 無職者	総 数	うち 無職者
罪種別 (少年を除く)							
全 国	刑法犯総数	187,702	93,201	182,124	88,417	172,197	82,635
	覚醒剤取締法	9,809	5,019	9,557	4,933	8,191	4,073
	麻薬等取締法	375	129	377	162	400	144
	大麻取締法	2,665	696	3,066	785	3,626	942
鳥取県	刑法犯総数	806	434	781	389	778	380
	覚醒剤取締法	18	10	37	23	22	14
	麻薬等取締法	0	0	2	1	2	1
	大麻取締法	1	0	7	3	11	4
米子 警察署	刑法犯総数	226	125	231	116	257	132
	覚醒剤取締法	7	4	14	9	9	4
	麻薬等取締法	0	0	2	1	0	0
	大麻取締法	0	0	1	0	6	0

注 1 無職者には学生・生徒等を含む。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止

等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯

の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあつせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした

者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重

要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。